

義務教育学校の 校章デザイン応募用紙

①校章デザインを応募する学校名を一つ選んで○を付けてください。

義務教育 学校名	嘉麻市立 碓井義務教育学校	嘉麻市立 稲築西義務教育学校	嘉麻市立 稲築東義務教育学校
応募する 学校			

②校章デザイン、校章デザインの説明と込めた思いについて記入してください。

校章デザイン	
校章デザインの説明と校章デザインに込めた思い	

住所	〒	
ふりがな		電話番号
氏名		

義務教育学校の 校章デザイン募集!

令和5年4月新たに
開校予定の義務教育
学校にふさわしい校章
デザインを募集
します。

募集締切

令和4年

1月14日 金

※期間内必着

3校の校章
デザインを
募集します。

- ◆ 嘉麻市立 **碓井**義務教育学校(碓井小学校・碓井中学校の統合校)
- ◆ 嘉麻市立 **稲築西**義務教育学校(稲築西小学校・稲築中学校の統合校)
- ◆ 嘉麻市立 **稲築東**義務教育学校(稲築東小学校・稲築東中学校の統合校)

校章デザイン

校章デザインの説明と込めた思いを記入すること。

- ◆ 校章の全体図を図示
- ◆ カラー、単色は問わない。
(カラーの場合は、出来るだけ色を分かりやすく指定する)
- ◆ 手書き、コンピュータソフト等作成方法は問いませんが、電子データで提出する場合は、JPEG形式やPDF形式など3MB以下にすること。

応募資格

- ◆ 新たに開校する義務教育学校を応援していただける方又は関心がある方
- ◆ 1校あたり、1人1点。
- ◆ 団体での応募也可。

応募者情報

氏名、住所、連絡先を必ずご記入の上、ご応募ください。
※本募集に関する目的以外には使用しません。

応募基準

応募デザインは、未発表のものとし、他の著作権に抵触しないもの
※著作権などについて、第三者から異議申し立て・苦情等があった場合は、費用負担を含め、応募者が対応することになります。

応募方法

応募用紙(嘉麻市HP又は市役所各庁舎に設置)に必要事項を記入のうえ、①～③のいずれかの方法で応募してください。

- ①市役所各庁舎に設置している応募箱へ投函
- ②嘉麻市教育委員会教育総務課教育企画係に郵送、直接持参もしくは電子メールにより提出
- ③対象校の児童生徒は学校で提出可

校章の決定方法

各中学校区の義務教育学校開校準備委員会において、応募いただいた校章デザインの中から、よりふさわしいと思われる校章デザイン候補を協議により選定します。
各中学校区の義務教育学校開校準備委員会の選定結果に基づき、教育委員会で校章デザインを決定します。応募者へ個別に結果通知は行いません。

応募いただいた校章デザインの取扱い

- ◆ 応募作品(校章デザイン)に関する権利は、嘉麻市教育委員会に帰属します。
- ◆ 校章デザインに、一部補作・修正等を行うことがあります。
- ◆ 応募に関する経費は、応募者の負担とします。
- ◆ 応募作品は返却しません。

参考(現在の校章)



碓井小学校



稲築西小学校



稲築東小学校



碓井中学校



稲築中学校



稲築東中学校

●問／嘉麻市教育委員会 教育総務課 教育企画係(碓井総合支所内)
〒820-0592 嘉麻市上臼井446番地1
☎62-5724 メール:kyoikukikaku@city.kama.lg.jp

● 普通会計決算（歳入）の状況

区分		決算額	市民1人あたり	1世帯あたり	構成比
自主財源	市税	29億8,824万円	81,427円	162,264円	9.7%
	市民税	11億9,807万円	32,646円	65,056円	3.9%
	個人	10億8,428万円	29,545円	58,877円	3.5%
	法人	1億1,379万円	3,101円	6,179円	0.4%
	固定資産税	14億 970万円	38,413円	76,548円	4.6%
	軽自動車税	1億3,471万円	3,671円	7,315円	0.4%
	たばこ税	2億4,576万円	6,697円	13,345円	0.8%
	使用料・手数料	5億6,449万円	15,382円	30,652円	1.8%
	分担金・負担金	9,567万円	2,607円	5,195円	0.3%
	繰越金	9億 903万円	24,770円	49,361円	2.9%
依存財源	諸収入・その他	13億2,607万円	36,134円	72,006円	4.3%
	計	58億8,350万円	160,320円	319,478円	19.0%
	地方交付税	98億8,741万円	269,419円	536,892円	31.9%
	国庫支出金	94億1,534万円	256,556円	511,259円	30.4%
	県支出金	23億9,917万円	65,374円	130,276円	7.7%
	譲与税・交付金	10億7,370万円	29,257円	58,303円	3.5%
計	地方債	23億3,436万円	63,608円	126,757円	7.5%
	計	251億 998万円	684,214円	1,363,487円	81.0%
歳入総額		309億9,348万円	844,534円	1,682,965円	100.0%

● 普通会計決算（歳出）の状況

区分		決算額	市民1人あたり	1世帯あたり	構成比
義務的経費	人件費	41億4,690万円	112,998円	225,179円	13.8%
	扶助費	74億8,223万円	203,881円	406,290円	24.8%
	公債費	24億6,910万円	67,280円	134,074円	8.2%
	計	140億9,823万円	384,159円	765,543円	46.8%
その他の経費	投資的経費	34億4,337万円	93,827円	186,977円	11.4%
	物件費	32億4,833万円	88,513円	176,386円	10.8%
	維持補修費	1億9,386万円	5,283円	10,527円	0.6%
	補助費等	63億5,794万円	173,245円	345,240円	21.1%
	積立金	5億 977万円	13,891円	27,681円	1.7%
	投資出資金・貸付金	1,426万円	389円	774円	0.0%
	繰出金	22億8,120万円	62,160円	123,870円	7.6%
	計	126億 536万円	343,481円	684,478円	41.8%
歳出総額		301億4,696万円	821,467円	1,636,998円	100.0%

● 会計別決算の状況

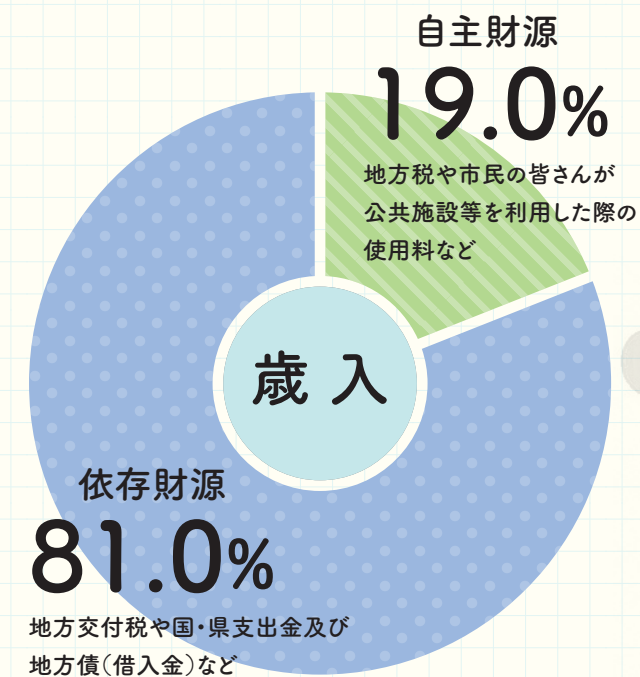
会計区分		歳入(収入)	歳出(支出)	差引額(形式収支)
普通会計	一般会計	309億5,131万円	301億 695万円	8億4,436万円
	住宅新築資金等貸付事業	4,217万円	4,001万円	216万円
	計	309億9,348万円	301億4,696万円	8億4,652万円
特別会計	国民健康保険事業	48億9,605万円	52億4,403万円	▲3億4,798万円
	後期高齢者医療	6億2,681万円	6億1,725万円	956万円
	介護保険事業	53億5,414万円	53億5,406万円	8万円
	サーピス事業	5,723万円	5,723万円	—
公営企業会計	水道事業	6億5,199万円	5億9,092万円	6,107万円
	収益的収支	11億1,648万円	15億 647万円	▲3億8,999万円

※普通会計決算の状況の表中「市民1人あたり」の金額は、令和3年3月末現在の人口：36,699人で算出しています。

令和2年度決算の概要

令和2年度の決算について、普通会計を中心にその概要をお知らせします。

普通会計決算の状況



令和2年度決算の内容

歳入総額 309億9,348万円

歳出総額 301億4,696万円

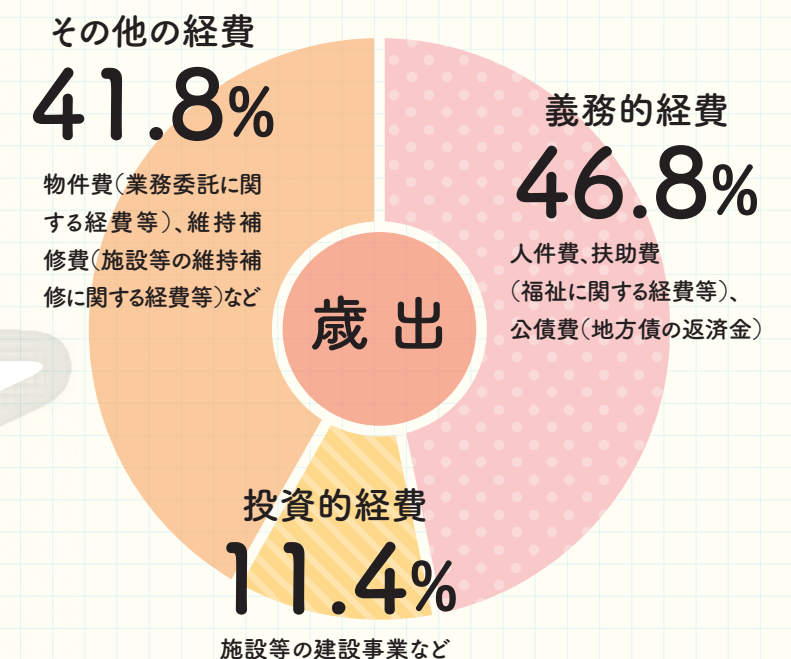
差 引 8億4,652万円

市の歳入(収入)は、市税や使用料・手数料などのように地方公共団体が自ら徴収できる収入「自主財源」と、地方交付税や国庫・県支出金などのように国・県から定められた額を交付される収入「依存財源」に区分されます。

本市においては、自主財源の割合が19.0%、依存財源の割合が81.0%となっており、国・県に大きく依存していることが分かります。

市の歳出(支出)は、人件費や扶助費、公債費などのように支出が法令などで義務付けられている支出「義務的経費」と、道路や公園、公営住宅の建設事業費などのような「投資的経費」、それ以外の「その他の経費」に区分されます。

本市においては、義務的経費の割合が46.8%と非常に高く、この割合が高いほど財政構造は弾力性が乏しく、いわゆる「余裕がない」ということになります。



健全化判断比率及び 資金不足比率

地方公共団体は、毎年度「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定し、
監査委員の審査意見を付して議会に報告を行い、公表しています。
令和2年度の各指標は次のとおりです。

健全化判断比率

令和2年度は、実質赤字及び連結実質赤字がありませんでした。

また、将来負担比率についても、充当可能財源が将来負担額を上回っています。

(単位: %)

指 標	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	12.98	20.00
②連結実質赤字比率	—	17.98	30.00
③実質公債費比率	4.9	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	

① 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。

用語
説明

③ 実質公債費比率

借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの(3カ年平均)。

② 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、市全体の赤字の程度を指標化し、市全体としての財政運営の深刻度を示すもの。

④ 将来負担比率

一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担など、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの。

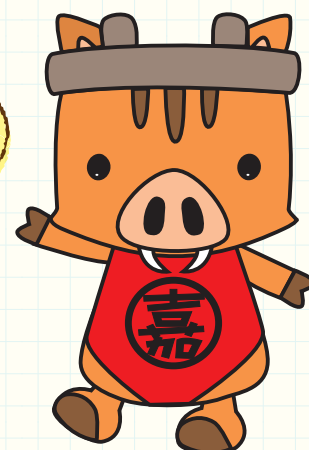
公営企業の 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計の資金不足を料金収入などと比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。令和2年度も資金不足はありませんでした。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

(単位: %)

私たちのまちの
財政状況を
よく知っておこう!



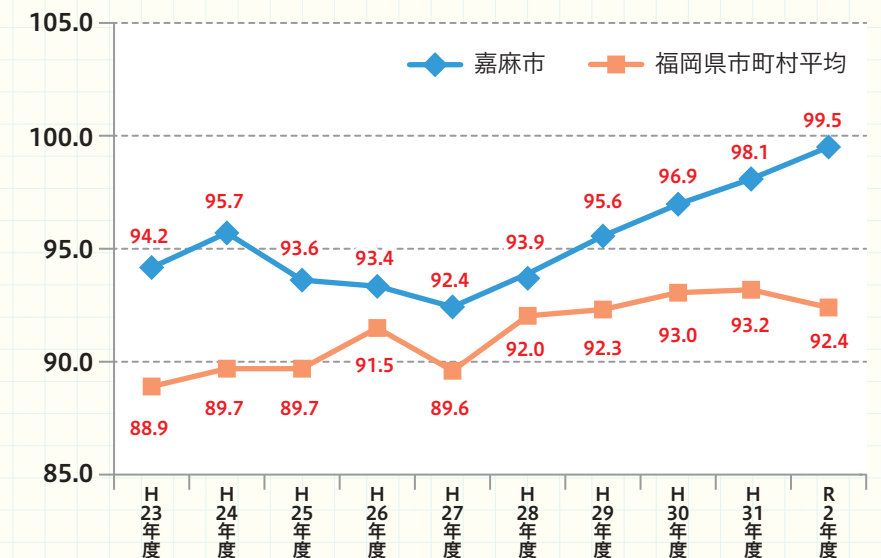
主な財政指標の状況

主な財政指標の状況

人件費、扶助費、公債費といった義務的経費の経常経費に、市税や普通交付税のような経常的な一般財源がどの程度充当されているかを表す経常収支比率は、地方公共団体の財政の弾力性や自由度を示す指標です。

本市の令和2年度の経常収支比率は、会計年度任用職員報酬の増が影響し、99.5%と依然として財政構造の硬直度高い数値となっています。

◎経常収支比率(単位: %)



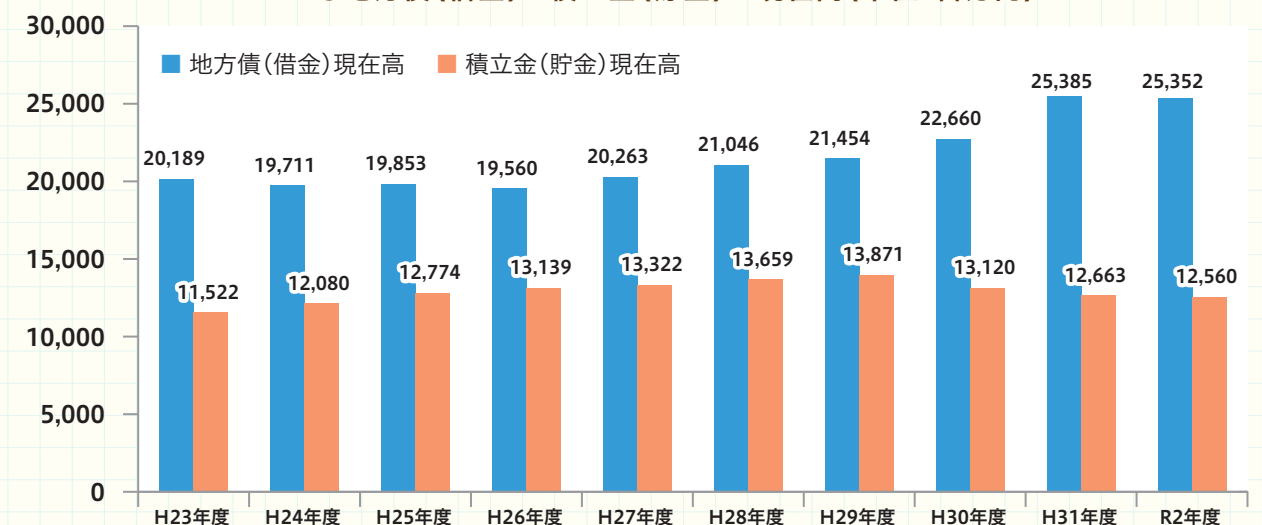
公債負担の状況

実質公債費比率

市の借金にあたる地方債の現在高は、合併後減少しましたが、今後も新規地方債の発行にあたっては、地方債残高の推移に留意しながら、将来に負担を強いることのないよう努めます。

また、市の貯金にあたる積立金の現在高は、地域振興基金を取り崩したこと等により、約1億円減少しました。

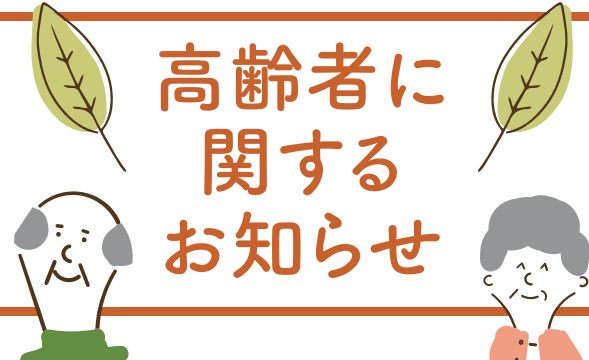
◎地方債(借金)と積立金(貯金)の現在高(単位: 百万円)



12月の嘉麻市温浴施設のイベント

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によってはイベントや開館時間等を変更することがあります。

- ふるさと交流館 なつきの湯（鴨生24番地10）
・回数券キャンペーン開催 12月4日（土）～11日（土）※終日開催
・季節の湯（ゆず湯）12月22日（水）※終日開催
・クリスマスこども感謝祭 12月24日（金）・12月25日（土）※終日開催
来館の小学校6年生以下のお子様に、沢山のプレゼントあり！
開館時間 10:00～24:00／入浴時間 10:30～23:30
●問／ふるさと交流館 なつきの湯 ☎20-5003
- 稲築社会福祉センター・稲築老人憩いの家
・季節の湯（ゆず湯）12月20日（月）※終日開催
開館時間 10:00～20:00／入浴時間 11:00～19:00
年末年始休館日：12月29日（水）～1月3日（月）
●問／稲築社会福祉センター・稲築老人憩いの家 ☎42-1413（岩崎1117番地2）
- 山田いこいの家「白雲荘」（熊ヶ畑2173番地1）
・回数券キャンペーン開催 12月4日（土）～11日（土）※終日開催
・季節の湯（ゆず湯）12月22日（水）※終日開催
開館時間 10:00～21:00／入浴時間 11:00～21:00
年末休館日：12月30日（木）・31日（金）
●問／山田いこいの家「白雲荘」 ☎52-1681
- 嘉穂老人福祉センター（大隈町1183番地1）
・季節の湯（ゆず湯）12月21日（火）※終日開催
開館時間 9:30～20:00／入浴時間 10:00～18:00
年末年始休館日：12月28日（火）～1月3日（月）
●問／嘉穂老人福祉センター ☎57-0184



高齢者に関するお知らせ

令和3年度高齢者活躍人材確保育成事業
『剪定・チェーンソー』技能講習

剪定、整姿の方法と樹木の管理及び肥料の与え方等について学びます。また剪定用具やチェーンソーを安全に操作するための知識の修得を目指します。

- 日時／令和4年1月12日（水）10:00～16:00
令和4年1月13日（木）10:00～16:00
令和4年1月14日（金）10:00～16:00
- 対象／福岡県在住の60歳以上の方
- 場所／嘉麻市文化スポーツ振興公社（サルビアパーク）
- 定員／15名（応募者多数の場合は選考）
- 申込／12月27日（月）までに電話、またはFAXでお申し込みください。■参加費／無料・要予約
- 申込・問／公益社団法人 福岡県シルバー人材センター連合会 ☎092-292-1857 FAX:092-623-5677

令和3年度 年末年始のごみ・し尿収集

ごみ収集

もえるごみの収集が

- 月曜日・木曜日の地区…12月の最終収集日は12月30日（木）、1月の収集開始日は1月6日（木）です。
●火曜日・金曜日の地区…12月の最終収集日は12月31日（金）、1月の収集開始日は1月4日（火）です。

○ = 通常収集 × = 休み	12月						1月			
	26日（日）	27日（月）	28日（火）	29日（水）	30日（木）	31日（金）	1日（土）	2日（日）	3日（月）	4日（火）
ごみ収集	×	○	○	×	○	○	×	×	×	○
ごみ自己搬入	○※1	○	○	×	○	○	×	×	×	○

※1.山田・碓井・嘉穂地区の嘉麻クリーンセンターへの12月の第3日曜日の自己搬入は、19日ではなく26日（最終日曜日）に変更となります。
稲築地区のごみ燃料化センター及びリサイクルセンターへは、通常どおり第3日曜日（19日）に自己搬入が可能です。
※ 天候不良や積雪時は、収集できない場合があります。

し尿収集

年末年始は休業期間が長いので、収集の申し込みは**お早め**にお願いします。

地 区	収集業者	連絡先
山田地区	㈱山田衛生工業	☎53-1195
	㈱田中サニタリー	☎52-0740
稲築地区	㈱稲築環境衛生	☎42-6902
	㈱田村環境開発工業	☎42-2206

地 区	収集業者	連絡先
碓井地区	総合開発企業組合	☎23-1500
嘉穂地区	㈱嘉穂衛生	☎57-0382

●問／環境課 廃棄物処理係 ☎42-7429

12月4日から12月10日は、「人権週間」です。

1948（昭和23）年12月10日の国際連合第3回総会において、世界人権宣言が採択され、国際連合ではその日を記念して、1950（昭和25）年に、12月10日を「人権デー」と決めました。日本では、毎年、12月4日から12月10日までを「人権週間」と定め、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に周知し、人権尊重思想の普及高揚に努めることとしています。

嘉麻市でも、この人権週間にあわせ「人権のつどい講演会」を開催するなど、市民の皆様の人権について考えていただくための啓発活動を行っています。

このように、国や地方自治体では、様々な啓発活動を行っておりますが、様々な人権問題が後を絶たず、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う差別や偏見、インターネット上の人権侵害も深刻な問題となっています。

こうした人権侵害をなくすためには、継続的な啓発活動を行うことにより、市民一人ひとりの意識改革を図っていくことが必要です。
皆様、この機会に人権について考えてみませんか。

講演会のお知らせ

「人権のつどい」講演会を開催いたします。ぜひご参加ください。

■日時／12月5日（日）10:30～

■場所／なつき文化ホール

■講師／信友 直子氏
（映画監督・ノンフィクション作家）

■演題／認知症が家族にくれたギフト

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人権のつどい講演会を中止することがありますので、ご了承ください。

●問／人権・同和対策課 ☎42-7405
嘉穂隣保館 ☎57-0032



県内一斉無料電話相談

人権週間の期間中、福岡法務局及び福岡県人権擁護委員連合会では下記の日程において「県内一斉無料電話相談」を実施します。家庭内や近隣トラブル、いじめや差別などでの悩みや困りごとの相談に、人権擁護委員と法務局職員が無料で応じます。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、お気軽にお電話ください。

■日時／12月5日（日）9:00～17:00

☎0120-889-405

（0120 はやくよーご）

携帯電話、スマートフォンからもご利用可能。

●問／福岡法務局 人権擁護部 ☎092-739-4153



2020年（令和2年）度 嘉麻市差別事象発生件数の公表について

嘉麻市では、市民一人ひとりが個人として尊重される差別のない人権が尊重されるまちづくりの実現を目指し、2020年（令和2年）3月に「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例」を施行しました。本条例の第11条第1項の規定に基づき、嘉麻市で発生した差別事象について公表いたします。

差別は重大な人権侵害で、許されるものではありません。「自分は差別しないから関係ない」という無関心な考えでは、差別を容認することにつながり、生み出す要因になります。また、自覚がなく加害者になってしまうこともあります。

私たちの周りで差別問題が現実には発生していることに目を向け、これをきっかけとして人権問題を自分の問題として考えてみませんか？

また、法務局においても各種人権相談窓口が開設されております。右の市ホームページQRコードからご確認ください。



◆分野別差別事象発生（報告）件数

※事実関係を調査のうえ、「差別事象」として人権・同和対策課に報告された件数について計上しています。

分野	区分					
	落書き	投書	発言	インターネット	嫌がらせ行為等	
障がいのある人の人権問題	4件	0件	0件	4件	0件	0件
新型コロナウイルス感染者等の人権問題	1件	0件	0件	0件	0件	1件
合計	5件	0件	0件	4件	0件	1件

◆人権相談窓口

人権・同和対策課では、人権に関する相談の窓口を設けています。

	連絡先	相談時間
人権・同和対策係	0948-42-7405	平日8:30～17:00
うすい人権啓発センターあかつき	0948-62-3337	平日8:30～20:00
嘉穂隣保館	0948-57-0032	平日8:30～17:00

本の福袋2022 開催!

～図書館と利用者による「本の小包み」贈ります～

利用者の皆様と司書が選んだおすすめ本のセットをご準備しています。どんな本が入っているかは、袋を開けてのお楽しみです♪ お一人1袋まで、2～3冊の貸出となります。無くなり次第、終了となりますので、お早目に図書館へお越しください!

1月5日(水)からスタート!



図書館定例イベントのお知らせ

■おはなし会(児童向け)

【山田】12月11日(土)午前11時～11時30分

■おはなし会(乳幼児向け)

【嘉穂】12月17日(金)午前10時30分～11時

【碓井】12月19日(日)午前11時～11時30分

※新型コロナウイルス感染症の影響により、定員数の制限や行事の中止等、変更になる可能性があります。詳しくは以下までお問い合わせください。

●問/生涯学習課 図書館係 ☎57-3610

新しい本の紹介

■一般図書「和えもの春夏秋冬」

ワタナベ マキ/著(誠文堂新光社)

季節感があり、食材の味や風味を感じやすい「和えもの」。素材に少し調味料を加えただけのシンプルなものから、フルーツやスパイス、香味野菜や肉・魚介を加えたものまで、さまざまな和えものを四季に分けて紹介します。



■児童図書「オニのサラリーマン じごく・ごくらく運動会」

大島 妙子/絵 富安 陽子/文(福音館書店)

赤鬼のオニガワラ・ケン、地獄カンパニーのサラリーマン。地獄、極楽の両チームが総力あげて競う親善運動会に出場します。玉入れ合戦に綱引き、借り物競走、騎馬戦、かけっこ活躍しますが…。勝つのはどちらのチーム?



年末年始休館のお知らせ

以下のとおり、年末年始のため休館させていただきます。利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

【全館】12月27日(月)～1月4日(火)

1月5日(水)からは、通常通り開館いたします。

本年度の合唱コンクールはブロック毎に体育館にて歌唱しその様子を各教室にてLIVE視聴しました!



おめでとう! どのクラスも精一杯がんばりました!

美術部が新年度の生徒会のスローガンを元にデザインし制作する稲築中名物の巨大絵画。



嘉麻市 教育通信

私たちの大好きな学校をご紹介します!

今月の学校紹介

稲築中学校



稲築中学校では「地域や社会に積極的に関わり、感謝の心を持ち、自立できる生徒の育成」を教育目標に掲げ、生徒の自主性や協調性を育む教育を行っています。年間を通して1年生から3年生までの縦割りのグループで学校行事などに取り組む「ブロック活動」を実施しており、3年生が1・2年生のお手本となって指導を行うなど、学年間の関わりも多いことが特徴です。学習面については、全校生徒の学力と学習意欲の向上を目的として毎日10分間の朝学習を実施しています。週末にはテストを実施し、1ヵ月間全ての朝学習テストで満点をとった生徒は月間MVPとして掲示、各学期全ての朝学習テストで満点をとった生徒は修了式にて表彰を行っています。生徒の学業に対する姿勢の向上につながる取り組みとして今後も継続していきます。

うちの学校のココが好き!

自分達で考え、行動するところが稲築中の良いところです。コロナ禍により変化を求められる場面が多いのですが、新しいものを生み出すチャンスと捉え取り組んでいきたいです。



生徒会長 田中 沙歩さん

みんな大好き!

うちの学校のフレッシュ先生

本年度、新任として稲築中学校に赴任された西口先生と工藤先生。一人ひとりに寄り添い親身になって指導に当たる姿勢は他の先生方からも期待されています。西口先生は「授業などに関わる機会がない生徒も、私の名前を覚えて元気に挨拶をしてくれることに感動しました。生徒と年齢が近いことが私の強みだと思うので、生徒の想いを理解してあげられるように努力していきたいです。」と話されます。

工藤先生は「無邪気でキラキラした笑顔が素敵な生徒が多いです。ぶざける時は一緒にぶざけて、ビシッと決める時はビシッと決めるようなメリハリをしっかりとつけて一緒に成長していきたいです。」と話されました。



くどう としや 工藤 寿弥先生

にしぐちゆうは 西口 結晴先生

男女共同参画推進課からのお知らせ

■女性相談窓口(12月の相談日)

一人で悩まずに、まずは相談してください。市では「女性相談窓口」を開設し、女性が抱えているさまざまな悩みや問題について女性相談員が相談を受け、一緒に考え、解決に向けた助言や情報提供を行います。相談は無料、秘密は厳守します。

○碓井総合支所2階 男女共同参画推進課

12月3日(金)、7日(火)、10日(金)、14日(火)、17日(金)、21日(火)、24日(金)、28日(火) 各9時～16時

○嘉穂総合支所相談室 12月13日(月) 13時30分～16時

○山田総合支所相談室 12月27日(月) 13時30分～16時

●問/男女共同参画推進課 ☎62-5714

※上記日程以外でご相談がありましたら、男女共同参画推進課までご連絡ください。

■かま女性ホットライン

市では、暴力などに悩む女性を対象とした権利の擁護及び人権の保障に関する相談に応じるため、「かま女性ホットライン」を開設しています。市が委託した市外の相談機関ですので、安心してご相談ください。

☎092-513-7337 毎週月～金曜日 10時～17時(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

○秘密厳守

○状況に応じて面接相談も受けています

○相談料無料(電話代はかかりますのでご了承ください。)

●問/男女共同参画推進課 ☎62-5714



令和4年度学童保育所入所申請受付について

令和4年4月から学童保育所への入所を希望する人について、下記の要領で入所申請の受付を行います。
【受付期間】令和4年1月4日(火)～1月18日(火)
※上記期間を過ぎますと4月1日からの入所が困難となる場合があります。期限厳守をお願いします。

【受付場所及び時間】

■各学童保育所／平日 13:00～18:00、土曜日 8:00～18:00
※現在入所している方は、学童保育所に提出できます。

新入所児童(弟・妹)の提出も可能です。

■本庁舎こども育成課、
碓井・山田・嘉穂総合支所の市民サービス係
月曜日～金曜日／8:30～17:00(土・日曜日、祝日を除く)
※申請書類は、令和3年12月1日(水)から各学童保育所、本庁舎こども育成課及び各総合支所市民サービス係で配布いたします。お取り寄せの上、必要事項を記入して申込みください。

【学童保育所について】

■目的／学童保育所は、放課後、保護者が仕事などで自宅にいない小学生児童の活動の場として、遊びを主体としながら、児童の健全な育成を図ります。

■対象／小学1年生～6年生

■入所基準／①保護者が働いている。
②母親が出産前後である。③保護者が病気等である。
④その他の理由で、家庭で保育ができないこと。

■開所日／日曜日、祝日、年末年始を除く毎日。

■開所時間／下校時から18:00まで。

土曜日・学校休業日は、8:00～18:00まで。

【学童保育所一覧】

学童保育所名	小学校区
嘉穂学童保育所A・B・C	嘉穂小学校
嘉穂第2学童保育所	牛隈小学校
碓井学童保育所A・B	碓井小学校
稲築西学童保育所A・B・C	稲築西小学校
稲築東学童保育所A・B・C	稲築東小学校
上山田学童保育所A・B	上山田小学校
下山田学童保育所	下山田小学校

●問／こども育成課 保育総務係 ☎42-7460

令和4年度保育所(園)等入所申込みのご案内

令和4年4月から保育所(園)等(以下保育所という)での保育を希望する場合、次のとおり手続きが必要となります。

■現在保育所をご利用中で、令和4年4月以降も継続利用を希望する場合

現在ご利用中の保育所から必要書類を受取り、指定された期日までに保育所へご提出ください。

■令和4年4月から初めて入所を希望する場合

必要書類は、令和3年12月1日(水)から本庁舎こども育成課、山田・碓井・嘉穂支所市民サービス係及び各保育所で配布いたします。下表の受付場所・日程でご提出ください。必要書類の詳細については、市ホームページもしくは保育施設利用の案内をご覧ください。

※マイナンバー法の施行に伴い、上記に加え保護者の個人番号及び届出人の本人確認を行います。マイナンバーカード又は通知カード及び受付に来られた方の本人確認ができるものをご持参ください。

■令和4年度保育所(園)受付日程(新規利用希望者)

受付日	入所希望保育所	受付時間	受付場所
1月11日(火)	みどり保育園	9:30～10:30	稲築保健センター多目的室
	あかり保育園	11:00～12:00	
	なつき保育園	13:30～14:30	
	山野保育園	15:00～16:00	
	鴨生保育所	16:30～17:30	
1月12日(水)	明見保育園	10:00～11:00	山田総合支所会議室
	どんぐり保育所	14:30～15:30	
	一本松保育園	16:00～17:00	
1月13日(木)	まこと保育園	13:30～14:30	碓井文化ホール
	栄保育園	15:00～16:00	
	嘉穂らいむ保育園	10:00～11:00	嘉穂総合支所会議室
1月14日(金)	恵大保育園	13:30～14:30	
	めぐみ保育園	15:00～16:00	
1月17日(月)	広域保育所及び予備日	8:30～19:00	本庁舎こども育成課

●問／こども育成課 保育・幼稚園係 ☎42-7461

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

申請期限は令和4年2月28日(月) ※消印有効 となっております。対象となっている方は、お早めに申請ください。

※併給はできません。

【ひとり親世帯分】

■対象／

①令和3年4月分の児童扶養手当が支給されている方
※対象者には、既に令和3年5月にお支払いをしております。

②公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方
※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当を申請していれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、急変後1年間の収入見込額について収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

■申請／①は申請不要、②③は申請が必要です。

■給付額／児童1人当たり一律5万円

【ひとり親世帯以外分】

■対象／

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
※対象者には、既に令和3年7月にお支払いをしております。

②18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児の場合は、20歳未満)を監護する令和3年度住民税(均等割)が非課税の方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

■申請／①は申請不要、②③は申請が必要です。

■給付額／児童1人当たり一律5万円

●問／厚生労働省 コールセンター

☎0120-400-903(平日9:00～18:00)

・こども育成課 児童係

☎42-7459(平日8:30～17:00)



今月のお題

がんばりました!

お題に沿った6歳までのお子さんの写真を募集! ぜひ、ご応募ください!



大山 仁心ちゃん

下臼井／6歳／女の子
平成27年6月26日生まれ
補助輪なしで乗れるようになったよ♪



大山 春市ちゃん

下臼井／4歳／男の子
平成29年4月27日生まれ
自転車に乗れるようになったよー! 補助輪付きだけど(笑)



大山 京之助ちゃん

下臼井／5ヶ月／男の子
令和3年7月27日生まれ
寝返りがんばったよー!!



中山 蒼唯ちゃん

山野／1歳／女の子
令和元年12月15日
自転車に乗れるように頑張ってます♪



石田 瑠愛ちゃん

鴨生／1歳／女の子
令和2年4月1日生まれ
お買い物できたよ!!



村上 蒼斗ちゃん

下臼井／10ヶ月／男の子
令和3年2月25日生まれ
ぼく離乳食頑張ってるよ～♪



瀧石 康人ちゃん

鴨生／5歳／男の子
平成28年3月5日
幼稚園最後の運動会! みんなと頑張った!



高木 優凜ちゃん

山野／3歳／女の子
平成30年11月21日
おしゃべりをたーくさんがんばりました!!



友松 咲人ちゃん

上山田／5歳／男の子
平成28年6月18日
初めてのピアノの発表会がんばったよ!

「Kids snap」にご応募いただいた写真は、市公式ホームページ「かまのフォト時景」にも掲載されます。

お子さんの写真の裏に

●お子さんの、名前(ふりがな)・性別・生年月日・年齢(6歳まで・掲載月で何歳になるか)・お住まいの地域名(例:上臼井)
●送付される方の、名前・住所・電話番号・コメント(25字以内・応募多数の場合は省く場合もございます)を記入してください。

掲載の締め切りまでに①～③のいずれかでご応募ください。

①市役所(各庁舎でも可)に持参 ②郵送 ③メール

【写真の送付先】株式会社NOTE 広報嘉麻編集部

住所／〒820-0005 飯塚市新飯塚21-26 ASビル3F

メール／kouhoukama@hen01.com

【注意】※掲載写真は返却できません。※写真を掲載する際は、事前に編集部より確認のご連絡をする場合がございます。※応募多数の際は抽選にてご掲載となりますので、掲載不可の場合もございます。ご了承ください。



※一部読み込めない機種もございます。

【12月】子育て支援センターよりお知らせ

【あけみ子育て支援センター】☎52-1000

■みんなの広場 10:30～12:00

1日(水)リース作り ※申込締切11/26(金)

15日(水)焼いも会・ヨガ(助産師 金子先生)

※申込締切12/10(金)

22日(水)お誕生会・ミニ門松作り ※申込締切12/17(金)

■保育施設開放・園庭開放 月～土曜 10:00～15:00

※利用を希望される方はお問い合わせください

【嘉麻市地域子育て支援センター】☎83-5263

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、嘉麻市地域子育て支援センターの利用・行事等について中止・延期・または制限する場合があります。また、参加申込が多数の場合は、嘉麻市在住の方、もしくは初めての方を優先とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

ご利用の際は、事前に電話でのご確認、及びマスクの着用をお願いいたします。ご理解・ご協力をお願いいたします。

■るんるん教室 10:30～12:00(6ヶ月～就学前まで)

2日(木)クリスマス製作

※申込期間11/24(水)～12/1(水)

9日(木)クリスマス製作

※申込期間11/30(火)～12/8(水)

16日(木)助産師とママとのリラックスタイム

※申込期間12/7(火)～12/15(水)(ママだけの参加もOKです)

■「おはなしだぁ～いすき」は、しばらくの間お休みさせていただきます。

■ホッとサロン開放日 月～金曜 8:30～17:00

※毎週火曜日は身体測定をしています。

【恵大保育園地域子育て支援センター】☎57-3318

現在、新型コロナウイルス感染防止のため、利用人数を制限させていただく場合があります。イベント参加の際は、活動日の前日までに予約をお願いします。また、活動中止の可能性もありますので、ご了承ください。

■たんぼぼ広場 10:30～11:30

3日(金)戸外遊び・発育測定 園庭で楽しく遊ぼう!

7日(火)12月の製作 親子で楽しく製作しよう!

14日(火)散歩(トーマスバス) トーマスバスでお散歩しよう!

17日(金)ぽかぽかおはなし会 おはなし会に参加します。

場所:夢サイトかほ(中研修室)

21日(火)クリスマスツリー帽子作り 可愛い帽子を作りましょう!

28日(火)年賀状作り 新しい年に向けて年賀状を作ろう!

■施設利用・園庭開放 月～金曜 10:00～15:00

■一時預かり 月～金曜 9:00～17:00、土曜 9:00～12:00

あなたの意見が嘉麻市をつくる/ パブリックコメント

募集中!

嘉麻市学校給食民間委託 実施計画(案)について

安心で安全な学校給食の提供および将来にわたって安定した学校給食の管理運営を行うため、民間委託を実施するにあたって基本方針や開始時期及び対象校などを定め、令和5年度の義務教育学校開校に合わせた民間委託を円滑に実施していくことを目的に策定するものです。

■公表資料

嘉麻市学校給食民間委託実施計画(案)

●問/学校教育課 学校給食係

〒820-0207 嘉麻市口春634-3
☎42-0521 FAX 42-6911
メール kyushoku@city.kama.lg.jp

募集期間

12月1日(水)～
令和4年1月4日(火)

※郵送の場合は
1月4日の消印有効

嘉麻市老朽家屋等の適正管理に 関する条例の一部を改正する条例(案)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象とならない空家住宅(長屋、共同住宅等)については、本条例を定め取り組んでいましたが、管理がされず周辺環境に悪影響を及ぼす空家住宅は増加しています。このような空家等に対し必要な措置を講ずるための規定等の整備をする条例改正を行うものです。

■公表資料

嘉麻市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例(案)

●問/防災対策課 消防安全係

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180-1
☎42-7418 FAX 42-7098
メール seian@city.kama.lg.jp

募集期間

12月1日(水)～
令和4年1月4日(火)

※郵送の場合は
1月4日の消印有効

第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画(案)及び 第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する基本計画(案)について

市では、令和4年度からの5年計画となる「第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」及び「第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しています。今回、両計画の素案がまとまりましたので、素案に対して幅広く市民の意見を反映させるため、素案の内容を市民のみなさまに公表し、意見を募集します。

■公表資料

第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画(案)及び第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(案)

●問/男女共同参画推進課

〒820-0592 嘉麻市上臼井446-1 碓井総合支所2階
☎62-5714 FAX 62-5692 メール danjo@city.kama.lg.jp

募集期間

12月6日(月)～
令和4年1月5日(水)

※郵送の場合は
1月5日の消印有効

■意見を提出できる人

市内在住者、市内在勤・在学者、市内で事業又は活動を行う団体等、計画案・条例案につき利害関係を有する者。

■提出された意見の取扱い

市は、提出された意見を考慮して、必要に応じて計画と条例の修正等を行います。また、提出された意見に対する個別の回答は行いませんが、これに対する市の考え方を公表します。
このパブリックコメントにより収集した個人情報については、嘉麻市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

■提出方法

公表場所に置いてある「意見提出書」に住所、氏名、電話番号及び意見を明記し、次のいずれかの方法により提出してください。

①郵便 ②ファクシミリ ③電子メール

④各担当課または情報コーナーに設置している「意見投函箱」

※住所、氏名の記載のないものについては、受付できませんので、ご注意ください。

公 表 場 所

■嘉麻市役所各担当課及び各庁舎の情報コーナー

※市役所開庁日の8時30分～17時(土・日・祝日除く)

■嘉麻市ホームページへの掲載

<https://www.city.kama.lg.jp>

嘉麻市

検索

空き家についてのお悩みはありませんか？/ 空き家オンライン相談会

現在、嘉麻市には多くの空き家が存在しています。所有者様がご健在の間は家屋を管理していくことは可能ですが、年齢の経過とともに管理していくことが難しくなっていきます。そのままにしておくと空き家のままお子様方に相続することになってしまい、諸問題が発生する恐れがあります。その前に相談会にて今後発生してくる問題点の再確認や解消を行い、家屋の利活用を検討していただくために相談会を開催いたします。

開催日 令和3年12月19日(日)

■相談時間(50分間・6枠6件) ※予約は先着順

① 9:00～ ②10:00～ ③11:00～ ④13:00～ ⑤14:00～ ⑥15:00～

募集期間 令和3年12月18日(水)～12月15日(水)まで
受付時間/平日 8:30～17:00

Wi-Fi環境などがない方のために相談会場を準備します。
(相談会場:嘉麻市役所本庁舎 1階 101相談室)

参加資格 嘉麻市に物件を持っている人

開催方法 ミーティングアプリのZoomによるオンライン
※相談会参加に必要なZoomのミーティングIDとパスコードは嘉麻市役所 産業振興課よりお知らせいたします。

相談可能内容 空き家予防・終活・片付け・相続

申込方法 希望枠を決めていただき、電話またはメールにてお申し込みください。(相談枠は先着順で決定します。)
※相談をスムーズに行うため、空き家の地番(場所)、家屋・土地の登記名義人、管理者等の情報を相談前に下記連絡先までお知らせください。

●申込・問/産業振興課 まちおこし係 ☎42-7453(手島・小鶴) ✉machiokoshi@city.kama.lg.jp



嘉麻市空き家
アドバイザー
よどがわ ひろこ
淀川 洋子さん

イエノコト株式会社 代表取締役
(一社)全国古民家再生協会副理事長

福岡県イェカツ様より市町村にて空き家セミナーを実施しています。太宰府市様の指導のもと、空き家問題に取り組んでいます。

【資格】宅地建物取引士/2級施工管理技士/建設業会計士/家事セラピスト/葬祭カウンセラー/省エネマイスター/古民家鑑定士/古材鑑定士/住教育インストラクター/空き家管理士/DIYマイスター

事前 予約制

マイナンバーカードの夜間・休日交付窓口 ●問/市民課 市民係 ☎42-7469

マイナンバーカードを申請し、市から交付通知書が届いている方で、平日の受け取りができない方のために、次の日程で夜間・休日交付を行います。事前にお電話でご予約をお願いします。

■休日開庁日

12月11日(土)

※時間は9:00～12:00

■場所 嘉麻市役所本庁舎1階 市民課

※正面玄関は施錠されていますので、お手数ですが裏口玄関よりお入りください。

■必要なもの

○交付通知書(ハガキ) ○マイナンバー通知カード
○住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
○本人確認書類(Aのうち1点・またはBのうち2点)
A 運転免許証、パスポート、
住民基本台帳カード(顔写真付き)、在留カード等
B 健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証等

■夜間窓口

12月 2日(木)山田総合支所 12月 9日(木)碓井総合支所
12月16日(木)本庁舎 12月23日(木)嘉穂総合支所
※時間はいずれも19時まで。※正面玄関よりお入りください。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには**請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

■老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ◆65歳以上である
- ◆世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ◆年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ◆前年の所得額が約472万円以下である

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

●問／給付金専用ダイヤル 0570-05-4092(ナビダイヤル)

年金給付金



請求手続き

①**新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方**
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から8月下旬頃から、**請求可能な旨のお知らせを送付します**。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手続が完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きすることや、手数料などの金銭を求めることはありません。

国民年金からのお知らせ

【20歳になったら国民年金に加入します】

20歳になった方には、日本年金機構から、国民年金に加入したお知らせが届きます。(※厚生年金や共済年金等に加入している方を除きます。)20歳になってから、概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)」、「保険料の納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書」、「返信用封筒」が送付されます。「年金手帳」は別途送付します。「年金手帳」は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。(厚生年金保険の被保険者だった方、共済組合に加入していた方、障害・遺族年金を受給している方(していた方)にはお送りしません。)国民年金は、老後の収入保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

■義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

■加入の手続き

自営業者などの第1号被保険者となる人は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。サラリーマンや公務員の第2号被保険者や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者は、勤務先の事業所が加入手続きを行います。

■保険料の納付猶予、免除

国民年金の第1号被保険者の令和3年度の保険料額は、月額16,610円です。学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

※この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となり、

「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を防止するためにも、ぜひご活用ください。

●問／直方年金事務所 ☎0949-22-0891

市民課 国保年金係 ☎42-7426

【国民年金保険料のご案内を民間委託しています】

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・個別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を民間業者へ委託しています。

※平成29年10月以降民間事業者の訪問員による収納業務を廃止していることから、現金をお預かりすることはありません。

■ご案内させていただく民間事業者(直方年金事務所)

(株)バックスグループ ●問／☎0800-808-7000

●問／直方年金事務所 国民年金課 ☎0949-22-0891

【出張年金相談は予約制です】

年金相談を利用する場合は、事前に直方年金事務所に予約の電話をしてください。その際に基礎年金番号をお知らせください。

■直方年金事務所出張相談

場 所	日 程	時間
嘉麻市役所本庁舎	12月9日(木)、1月13日(木)	10時～
田川青少年文化ホール	12月22日(木)、1月6日(木)	12時～
川崎町総合福祉センター	12月23日(木)、1月27日(木)	13時～
飯塚市立岩交流センター	12月7日(火)、12月14日(火) 12月28日(火)、1月4日(火) 1月11日(火)、1月25日(火)	16時～

※出張年金相談では、障害年金・脱退一時金など受付できないものがありますのでご了承ください。※直方年金事務所にてご相談をご希望の場合も、予約をお願いします。ただし、当日予約はできません。※新型コロナウイルス感染症の影響により、出張年金相談が中止になることがあります。開催については直方年金事務所へ事前の確認をお願いします。

●予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

●問／直方年金事務所 ☎0949-22-0891

音声案内が流れますので、最初に「1」を押し、続けて「2」を押すとお客様相談室につながります。

嘉麻市第二種運転免許取得助成事業

バス運転手・タクシー運転手になる方を応援します!



嘉麻市では市民の就労機会の拡大および乗務員の確保を図り、市内を運行する乗合バス路線およびタクシー事業を維持するため、乗務員になる上で必要な、大型・中型・普通第二種運転免許の取得に係る費用を助成します。

補助対象

申請者本人が免許を取得し、申請時に次の要件を**全て満たす者**を対象とする。

- ①市の住民基本台帳に登録されている者
- ②21歳以上65歳未満の者
- ③資格の取得に要した費用の支払いを行った者
- ④市内を運行する乗合バス事業者又は市内に事業所を置くタクシー事業者に乗合バス乗務員もしくは市内を運行するタクシー乗務員として採用されている者

対象経費

大型・中型または普通第二種運転免許取得に係る教習料金。ただし補助金の交付を申請する日の前日から起算して6ヵ月前までの経費を対象とする。

補助金額

対象資格取得に係る教習料金を対象経費とし、1/2以内の額(千円未満切り捨て)を助成。

申請書類

嘉麻市第二種運転免許取得補助金交付申請書(様式第1号)に下記の書類を添えて提出してください。

- ①運転免許証の写し等資格取得を証明する書類
 - ②資格取得に要した費用の領収書の写し
 - ③乗合バス事業者又はタクシー事業者に乗務員として採用されたことを証明する書類
- ※場合により、補助金の返還を求めることがあります。

●問／地域活性推進課 ☎42-7404

詳しくは、嘉麻市第二種運転免許取得補助金交付規程(嘉麻市ホームページ掲載)をご確認ください。

乗合バス路線維持確保のため

西鉄バス運転士募集!

バス運転士
なろう!



募集要項

職種 バス運転士(正社員)

給与 月額182,000円+諸手当

時間 週労40時間、1ヵ月変形制、輪番制

休日 4週8休(5勤2休)年次有給休暇、特別休暇

待遇 賞与年2回、各種保険完備

年齢 60歳未満(定年満60歳※再雇用制度有り)

勤務地 西鉄バス筑豊株式会社 筑豊管内営業所

応募資格

- ・第一種普通免許取得後、3年が経過している方
- ・過去1年以内に免許がなく累積点数が4以下の方
- ・視力(矯正)両目で1.0以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上の方
- ・信号機等の識別能力を有する方

入社日

健康診断受診後、3ヵ月以内に入社できる方

選考

学科試験、面接、適性検査、健康診断

詳しくは西鉄バスの採用サイトをご確認ください!

●西鉄バス採用サイト <http://www.nishitetsubus-saiyo.jp/>



納税してください。

▼夜間納税相談窓口

昼間、仕事などで納税できない人や納税相談に来ることができない人のため、毎月第3木曜日に「夜間納税相談窓口」を開設しています。

市税・国民健康保険税が納税できるほか、納税相談を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

【時】12月16日(木) 17時～19時

【場】本庁舎(稲築) 税務課窓口

●問／税務課 徴税係
☎42-7423

2022年版「福岡県民手帳」の販売について

2022年版「福岡県民手帳」を下記のとおり販売します。

【場】本庁舎3階 企画財政課 統計調査係及び各支所地域振興係

【時】令和4年1月31日(月)まで
※数に限りがありますので、在庫がなくなり次第終了します。

【料】◎ポケット判(H135×W73mm)
黒・ワインレッド 500円
◎標準判(H162×W84mm)
黒・紺・ブルー・ワインレッド 600円
◎ハンドブック判(H210×W150mm)
黒のみ 1,000円
※標準判の紺色のみ横野版となります。

●問／企画財政課 統計調査係
☎42-7402

無戸籍でお困りの方へ

戸籍に記載されていないため、各種の行政サービスが受けられないなどでお困りの方は、法務局や市区町村の戸籍担当窓口、または福岡県弁護士会にご相談ください。

また、戸籍に記載されていない方をご存じの方も、ご相談ください。どのような手続ができるかを一緒に考えましょう(相談無料・秘密厳守)。

【相談窓口】

◎福岡法務局 戸籍課
092-721-9334
(平日:8時半～17時15分)

◎福岡県弁護士会子どもの人権110番
092-752-1331
(土曜:12時半～15時半)

●問／福岡法務局 戸籍課
☎092-721-9334

ご協力ください。

▼検定期間満了の量水器取り替え

■取替期間／令和4年3月頃まで

■取替地区／市内給水区域全域
※メーター箱のそばに犬を繋いだり、物が置いてありますと取り替えができませんので、ご協力ください。

【水道管の凍結にご注意ください】
急激な冷え込みにより、水道管が凍ったり、破裂したりしますので、早めに防寒の準備をお願いします。

◎屋外に露出している水道管には、市販の保温チューブや布切れなどで防寒する。

◎メーターボックス内にも保温材などをつめて、すきま風が入らないようにする。

◎水道管の凍結により、水が出ないときは、タオルを巻いて、その上からぬるま湯をかける。(熱湯だと破裂するおそれがあります)



※水道管が破裂したら・・・

応急処置として、まず水道メーターの横にある止水栓を閉めて(右閉め)嘉麻市の指定給水装置工事事業者へ連絡してください。(修繕費用は個人負担となります)

●問／水道局 業務係 ☎42-7063

400ml献血へのご協力をお願いします

【時】12月23日(木)

10時～12時、13時～15時半

【場】稲築保健センター

【対】17～69歳の男性、18～69歳の女性で体重が50kg以上の人(65歳以上の人は60～64歳の間に献血経験がある人のみ)

※本人確認がお済みでない人は、ご自身を証明できるものの提示をお願いします。

●問／社会福祉課 社会福祉係
☎42-7457

徴税係からのお知らせ

▼今月の納税のお知らせ

今月は「固定資産税(第3期)・国民健康保険税(第7期)」の納期月です。12月27日(月)までに忘れないように

食品の無料配布会を行います

フードバンク飯塚では、廃棄する食品を有効に活用するため、企業や個人から食品の提供を受け、その食品を必要としている方へ届けることで、食品ロスの削減に努め、支えあいと豊かな地域社会を創ることを目的に活動しています。

今回、嘉麻市の協力により、次のとおり食品の第1回無料配布会を行いますので、希望される方はメール又はFAXでお申し込みください。(要予約)

■日時／
12月19日(日) 10時～12時

■会場／
本庁舎玄関前駐車場(感染症予防対策として、ドライブスルー方式による屋外でのお渡しになります。)

■対象者／
嘉麻市在住の方で主に子育て家庭、コロナ禍で食料支援が必要な方

■配布品／
お米、レトルト食品、乾麺、お菓子など

■配布数／50セット

■申込方法／
次の内容を記入して、メール又はFAXで問い合わせ先に申し込んでください。①住所 ②氏名 ③電話番号 ④子どもの人数 ⑤子どもの年齢

■申込期間／
12月6日(月)～12月15日(水)

●問／NPO法人 フードバンク飯塚
〒820-0101 飯塚市綱分1332番地8
☎080-3964-4500
(FAX)0948-82-1501

✉ info@fb-iizuka.net
(HP)https://www.fb-iizuka.net

こちらをスキャンするとメール送信画面が表示されます→



水道局からのお知らせ

漏水調査及び量水器取り替えにご協力ください。

▼漏水調査

■調査期間／令和4年2月頃まで

■調査地区／市内給水区域全域

■調査業者／フジ地中情報株式会社
※漏水の確認等で宅地内を調査することがあります。また夜間、宅地前を調査することがありますので、

交通事故の動き

横断歩道マナーアップ運動実施中!
詳しくは福岡県警察ホームページへ

発生件数(件)	69(－23)
死者数(人)	0(－1)
傷者数(人)	93(－25)

令和3年10月末現在
()内は前年比

人の動き

人口	36,330(－53)
男性	16,997(－25)
女性	19,333(－28)
世帯	18,295(－21)

令和3年10月末現在
()内は前月比

【実施期間】

令和3年11月～令和4年2月

●問／
農林振興課 林務係 ☎42-7463
(業務委託先)福岡県広域森林組合
嘉飯山支店 ☎57-0235

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。令和5年3月31日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなります。

【支給対象となる方】

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者の妻や父母等)がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2) 戦没者等の子
- 3) 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父 ④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4) 上記1)～3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など) ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

【支給内容】
国債名称:第十一回特別弔慰金国庫債券 券い号

額面:25万円(5年償還)

【請求窓口】
下記までお問い合わせください。

●問／社会福祉課 社会福祉係
☎42-7457

前年度申告された方や嘉麻市へ登録を行っている法人には12月中旬に申告書を送いたしますので、新たに申告書が必要となった方や、お手元に申告書が届かなかった方はお手数ですが資産税係までご連絡をお願いいたします。

●問／税務課 資産税係
☎42-7422

森林経営管理に関する意向調査の実施について

嘉麻市では、令和3年度から森林の所有者(人工林)を対象に、今後の森林経営管理に関する意向調査(アンケート)を実施します。これは「森林経営管理法」に基づいて実施する調査で、今年度から順次、嘉麻市内の対象森林の経営管理の現状をアンケートにより把握し、今後の森林整備の指針とするものです。簡単なアンケートですので、対象森林の持ち主の方(アンケートが届いた方)には、なにとぞご協力をお願いします。

【対象者】
森林所有者(森林法第5条該当)市内のスギ・ヒノキなどの人工林で、おおむね15年以上間伐などの管理をされていない森林の所有者(森林経営計画策定地や荒廃森林整備事業実施森林は除く)。

【対象地域】
令和3年度 熊ヶ畑・宮野東地区
(約323ha)

【実施方法】
封書にてアンケートをお届けしますので、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で郵送されるか直接、農林振興課 林務係(嘉麻市役所3階33番窓口)までお届けください。



お役立ち情報発信!
1 嘉麻の暮らし
Information

お知らせ

資産税係からのお知らせ

▼資産税係(家屋)からのお願い

固定資産税は、賦課期日(毎年1月1日)に固定資産を所有している方に課税される税金です。

令和3年中に建物を新築・増築された(される)方は、家屋実地調査のための日程についてご都合のよい日時がございましたら、事前に市役所資産税係までお知らせしていただきますようお願いいたします。(すでに職員が調査にお伺いしている方については、連絡の必要はありません。)

また、家屋を取り壊した方・壊す方につきましても連絡をお願いいたします。皆様のご協力をお願いいたします。

▼償却資産をお持ちの方へ
【申告のお願い】

「申告」といえば「確定申告」を思い浮かべる方が大半ですが、この他にも申告しなければいけないのが固定資産税の償却資産です。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人や、農業等を行っている人が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品などの有形固定資産をいい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。(確定申告において減価償却資産として申告している構築物・機械・器具・備品等も対象になります。)

また、太陽光発電設備を設置して売電する場合についても、太陽光パネル等の設備は固定資産税(償却資産)の対象となります。

このような事業資産をお持ちの人は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月31日までに申告していただくことになっています。



募集

催し・教室

R3.12月号.広報嘉麻 34